

父が仕事のために福島市に残り、母と2人の子が山形県に自主的避難をしている家族4名について、平成24年1月から10月までの二重生活に伴う生活費増加費用、子供2名分の避難雑費及び面会交通費が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及びX4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 避難費用（面会交通費）
- (2) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- (3) 避難雑費

2 期間

自 平成24年1月1日
至 平成24年10月末日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,116,000円の支払義務があることを認める。
(内訳)

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 避難費用（面会交通費） | 416,000円 |
| (2) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分） | 300,000円 |
| (3) 避難雑費 | 400,000円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1、1(1)及び(2)に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有する

ものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償
紛争解決センターに交付する。

平成25年1月26日

(仲介委員 尾野恭史)